

昭和五十一年総理府令第五号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令
 第六条第一項第四号に規定する油分を含む
 産業廃棄物に係る判定基準を定める省令
 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭
 和四十六年政令第三百号）第六条第三号イ（一）
 及びニ（一）の規定に基づき、廃棄物の処理及び
 清掃に関する法律施行令第六条第三号に規定する
 油分を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める総
 理府令を次のように定める。

（汚泥に係る判定基準）

第一条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行
 令（昭和四十六年政令第三百号。以下「令」と
 いう。）第六条第一項第四号イ（一）に掲げる
 汚泥に係る同号イの油分の含有に関し環境省令
 で定める基準は、次のとおりとする。この場合
 において、第一号の基準は、第五条の規定に基
 づき環境大臣が定める方法により汚泥に含まれ
 る油分を溶出させた場合における油分の濃度と
 して表示されたものとする。

一 検液一リットルにつき油分十五ミリグラム
 以下であること。

二 海洋投入処分により視認できる油膜が海面
 に生じないものであること。

（廃酸又は廃アルカリに係る基準）

第二条 令第六条第一項第四号イ（二）に掲げる
 廃酸又は廃アルカリに係る同号イの油分の含有
 に関し環境省令で定める基準は、次のとおりと
 する。この場合において、第一号の基準は、第
 五条の規定に基づき環境大臣が定める方法によ
 り廃酸又は廃アルカリに含まれる油分を検定し
 た場合における油分の濃度として表示されたも
 のとする。

一 船舶に積み込む際に試料一リットルにつき
 油分十五ミリグラム以下であること。

二 海洋投入処分により視認できる油膜が海面
 に生じないものであること。

（動植物性残さに係る判定基準）

第三条 令第六条第一項第四号イ（三）に掲げる
 動植物性残さに係る同号イの油分の含有に関し
 環境省令で定める基準は、海洋投入処分により
 視認できる油膜が海面に生じないものであるこ
 ととする。

（家畜ふん尿に係る判定基準）

第四条 令第六条第一項第四号イ（四）に掲げる
 家畜ふん尿に係る同号イの油分の含有に関し環
 境省令で定める基準は、海洋投入処分により視

認できる油膜が海面に生じないものであること
 とする。

（検定方法）

第五条 第一条第一号及び第二条第一号に規定す
 る基準は、環境大臣が定める方法により検定し
 た場合における検出値によるものとする。

附 則

この府令は、昭和五十一年三月一日から施行
 する。

附 則（昭和五十二年三月一四日総理府令
 第三号）

この府令は、昭和五十二年三月十五日から施
 行する。

附 則（平成四年七月三日総理府令第三
 九号）

この府令は、平成四年七月四日から施行す
 る。

附 則（平成五年一月一四日総理府令
 第五号）

この府令は、廃棄物の処理及び清掃に関する
 法律の一部を改正する法律の施行の日（平成五
 年十二月十五日）から施行する。

附 則（平成七年一〇月二日総理府令第
 五十一号）

この府令は、廃棄物の処理及び清掃に関する
 法律施行令等の一部を改正する政令の施行の日
 （平成八年一月一日）から施行する。

附 則（平成一二年八月一四日総理府令
 第九四号）抄

この府令は、内閣法の一部を改正する法律
 （平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平
 成十三年一月六日）から施行する。

附 則（平成一八年一月二五日環境省
 令第三六号）

この省令は、平成十九年四月一日から施行す
 る。